

公益社団法人日本青年会議所

2026 年度

会計マニュアル

[事業会計・委員会会計]

2025 年度 財政審査会議

2026 年度 財政審査会議 編

はじめに（活用の手引き）

公益社団法人日本青年会議所（以下「日本 JC」）は、定款第 3 条に定める目的を実現するために、平成 20 年度改正会計基準に基づき、2010 年度新たなる一歩を踏み出しました。そしてその運動を支える財源は、各地青年会議所（以下「LOM」という）からお預かりする会費（内部資金）と諸大会の登録料、行政や財団などからの補助金・助成金及び各企業の協賛金等（外部資金）によって賄われています。

各会議・委員会と地区・ブロック協議会の行う諸事業はすべて公益法人として資金を提供する内部及び外部の信託に応えうる適正な内容である必要があります。そして一つひとつの事業会計は、隅々まで細心の注意をはらって明瞭かつ公正な形で処理をし、資金提供者に報告する重大な責任と義務のもと管理されなければなりません。

本マニュアルは、日本 JC の会務運営を含む全ての活動につき、事業計画及び予算の立案から事業報告及び決算に至るまで、諸事業・会務運営とその会計処理をより円滑かつ適正に処理することができるように作成しました。以下のように構成されています。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 「Ⅰ．概要」 | 議長・委員長・協議会会長と会計担当者が理解すべき基本的事項 |
| 「Ⅱ．事業会計」 | 日本 JC の予算を伴う議案上程の手順と詳細 |
| 「Ⅲ．委員会会計」 | 事業以外の委員会運営に関わるお金の処理 |

なお、協議会の会計担当者におかれましては、書面の管理、議案審議までの手順などが、日本 JC 本体の手順と一部異なると思います。協議会ごとに審議過程、議案上程スケジュールなどを設定することになりますが、最終的な決算報告で数字をすべて一本にまとめる（最終的にはブロックの会計も地区の会計も、日本の会計に一本化するということです）作業を行います。そのため、決算の提出時期及びその前提となる決算直前監査のスケジュールを確認された上で、スケジュールを組んでいただくようお願いいたします。

また、公益法人制度改革を受け、関連法が整備・施行される中で、公益社団法人における会計は 50%以上の公益目的事業への拠出を必須とし、より一層の開示性・透明性・公共性の伴ったものが求められており、また、ガバナンス強化の観点からも日本 JC 本会と協議会が同一処理を推進し、組織の一元化を図っていかねばなりません。過去の処理にとらわれることなく、日本 JC の一員として、本マニュアルを参考にしながら、会計処理にお取り組みいただきますようお願いいたします。

I. 概要

1. 会計の重要性

公益法人である日本 JC の存在意義は、定款に定める事業を行うことにあります。したがって、その意味において、日本 JC が行う事業範囲は明らかにされており、目的と全く無関係な事業を行うことはできません。委員会や協議会は、定款に定める事業について、会頭所信や基本理念・基本方針・事業計画に沿った年間事業フレームを作成し、事業毎に事業計画及び収支予算書を作成します。この収支予算書は、費用支出を伴う事業を計数的に具現化した「設計図」であり、資金的な裏付けですから、当然その事業目的達成のための事業内容（実施プログラム）と一致することとなります。したがって、会計書類作成の際は、日本 JC の社会的信用及び存在意義を意識し、責任ある真摯な姿勢で行わなければなりません。つまり、そこには日本 JC が法令上の公益法人として活動しており、税制等の種々の優遇を受けていることへの社会的責任、そして、組織として存続するという使命があるからです。

公益法人会計基準の改正に伴い、収支計算書・収支予算書は作成すべき会計基準書類の範囲外となりました。これは、新会計基準では公益法人の活動状況を分かり易く広く国民一般に対して報告するため、企業会計に近い内容へと改訂され、収支計算中心の会計から損益計算中心の会計へと変更されたからです。しかし、前述の通り、日本 JC の社会的責任と組織ガバナンスを理由とし、従来の収支予算書に基づく事業遂行のプロセスは継続していきますし、今後ますます外形的客観的判断要素である会計の重要性はより高まっていくものと思われます。会計は JC ブランディングの基礎と捉え、全国の JC 運動のフラッグシップ（旗艦）である日本 JC としての自覚をもって改めて会計の重要性にご留意下さい。

2. 協議会の会計単位

協議会会計は、法人会計1つと、事業用会計が複数からなります。事業用会計の個数は協議会によって異なります。通常業務の遂行については本会計から支出し、事業の遂行については事業用口座から支出することとなります。

3. 予算準拠主義と決算準拠主義とのバランス

公益法人制度改革に伴い、収支計算中心の会計から損益計算中心の会計へと変更され、それによって予算準拠に基づく会計処理の概念から外れました。これからの事業は、「予算ありき」という予算準拠主義の今までの考え方から「事業の中身・決算の重視」という決算準拠主義への考え方への移行が、進んでいくものと考えます。しかしながら、日本 JC の財源を鑑みの中で予算を軽視することはできないものです。一般会計（日本 JC の会計区分）も個別の事業会計も、予算に準拠して行うという従来の方法は継続していくものの、それぞれの事業にもつ無限の可能性を制限しないよう、バランス感を持たせた運営が大切です。

それぞれの事業では予算に基づいた執行を行います。事業実施前後に予算との差異が一定限度を超えた場合は「修正予算」「補正予算」を組みます。

そして決算においては「入ってきたお金」と「使ったお金」の集約をして、その一つ一つに「事業実施のために必要不可欠な収益・費用であったということ」を、丁寧に解りやすく説明する」ということが非常に重要となっていきます。

4. 収支予算書の重要性

会議体・委員会が行う事業には、その事業に係る費用支出のすべてを事業費だけで賄う事業と事業費のほかに外部資金を導入する事業とがあります。日本 JC の事業費の源泉は、日本 JC を構成する LOM から会費等としてお預かりする大切なお金であり、また、外部資金とは、メンバー以外の事業参加者から参加費用として徴収する登録料や日本 JC の運動を支援して信託していただいている協賛金、補助金等の資金であることから、その用途についてはこれらの資金の提供者に対して大きな説明責任があるのはいうまでもありません。

収支予算書の作成に際しては、必要不可欠な支出項目から検討し、科目や細目の細部まで注意してご確認下さい。特に、科目等の間違いや消費税・源泉所得税等の処理の間違いや漏れは、たとえ少額であっても予算修正等の手続きが必要な場合があります。ご不明な点については、財政審査会議の担当者にお問い合わせ下さい。

財政審査会議は、日本 JC がその社会的責任を全うするための内部統制を目的として会務運営組織内に構成された会議体であり、諸事業の適正な予算執行の遂行と共に、事業目的の達成と多大なる成果のためにお手伝いをさせていただきます。

5. 相対支出（収益財源と費用支出の整合）

この「相対支出」は、次項の「費用対効果」と共に、財政審査会議での中心的なテーマです。収益財源と費用支出の整合性？ちょっとピンと来ないかもしれませんが、簡単に言ってしまうと、「入ってくるお金の分だけ事業をする（使う）」、または「事業で使う分だけお金を集める」という発想の元、公益法人としてお金が余ることを極力さける、ということです。

<受益者負担>

事業計画における費用支出について考えると、それぞれの費用支出の受益者から費用を徴収して収入とするということが公平な負担徴収ということになります。

(1) 収益財源

事業を行うための財源は主に次のものになります。

内部資金（事業繰入金）

外部資金（登録料、補助金、助成金、寄付金、広告料）

内部資金は、各地青年会議所から日本 JC がお預かりした会費が源泉ですので、いわゆる管理費のほか、日本 JC が担う公益・共益事業に充てられます。したがって本来、事業目的を達成するための支出は、内部資金をもって賄われます。実際には日本 JC が行う多くの事業は、内部資金に加え、事業目的に賛同する外部資金を併せて最大限の成果を図ります。

外部資金の性質を個別にみると、それぞれ特徴がありますので、相対支出を考える上でそれぞれの性質の把握は大変重要です。参加者以外からの資金は、「補助金」「助成金」「寄付金」「広告料」に大別されます。

この中で「助成金」は行政などから事業委託金として公益事業を受託する場合ですので、自ら資金使途は限定されていると考えられます。また「広告料」は、資金提供者に広告の機会が適正に保証されることで、相対性が確保されます。「補助金」「寄付金」は、事業の「公益性」に資金の意思があるわけですから、公益目的以外の使途はありえないこととなります。

(2) 費用支出

ひとつの支出からの成果が、参加者個人の受益になるのかどうかということは、個別に検討する必要がありますが、ここでは一般的な捉え方を示します。

例えば、会議開催型・諸大会型の事業（フォーラム・セミナー・討論会の開催やその複合型事業）で、講師関係費、資料作成費、参加記念品費、保険料などの支出科目からの成果は主に個人の受益と捉えられます。一方、本部団関係費、広報費、渉外費、報告書作成費などは、大部分が個人の受益とは判断できないものと思われます。※（飲食物の提供等）

セミナーや諸大会の参加者から登録料を徴収して事業を実施する場合の飲食物と講師費用を例にして考えてみましょう。

(3) 飲食物

1) 原則

そのセミナー受講者個々の登録料で賄います。

2) 事業費を充てたほうが望ましい場合

コーディネーターやパネリスト、講師、外部協力者等（以下「事業協力者」という。）は、事業目的の受益者ではありませんので、事業協力者から飲食物の代金は徴収できません。従って、スケジュール上必要不可欠な事業協力者への飲食費は、講師料などと同じく受益者から徴収する登録料に付加して支出するか、実施側の「発信性」に比重がある場合には事業費を充てることが望ましいということになります。

(4) セミナー等の講師費用（講師費、旅費交通費他）

1) 原則

そのセミナー受講者個々の登録料で賄います。

2) 事業費を充てたほうが望ましい場合

実施側の「発信性」に比重がある場合には事業費を充てることが望ましいです。例えば、基調講演や事業参加者全員を対象のフォーラム等の講師費用については、登録料ではなく事業費で賄うことが考えられます。

それぞれの収入支出項目が有している性質を十分に考慮した上で収支予算書を作成して下さい。収益財源と費用の整合性が完全に一致した収支予算に基づく事業を遂行していくことが、高い「公益性」の評価を生み出します。

6. 費用対効果

予算組みをする際には、事業目的を達成するための必要不可欠な部分とできれば欲しい部分、あったらよいと考える部分等が混在していますが、財源が限られていることを考えた場合には、お金の使い道を必要不可欠

な部分に絞り込む必要があります。この場合において、お金を使うことによって得られる事業の効果が、目的を達成するためにどの程度の必要性があるか、また、登録料を集める場合、全体から予算として集められたお金に対してその費用支出により提供される効果が、目的を達成すると共にお金を提供していただいた一人ひとりにとって「受益」にかなっているかどうかという点について整合性がとれているかという視点で判断する必要があります。

例えば、目的地に迷わずに到達することができれば目的の 50%は達成と考えられる事業において、迷わずに到達するためのアイテムに予算の 50%を支出するという予算組みを立てた場合では、その費用対効果は一致していると考えます。

このように目的達成までのプログラムを、それぞれの重要度に応じて割合を考え、その割合で支出計画を立てていくことで、費用対効果が高く、整合性のとれたものになります。また、その支出計画にないようなものが発生したとき、費用対効果を事前に充分考慮していれば、その対応を誤ることはありません。是非、収支予算を作成するときには、事業目的に照らし合わせ、費用対効果とその検証方法を考慮し、より大きな成果を上げるよう心がけて下さい。

(1) 事業目的の「費用対効果」の検証方法

- ① 事業について、背景と意義を考慮して、優先順位を目的別に判断し明確にする。
- ② 事業目的と実施プログラムに整合性があるかどうかを精査する。
- ③ 優先順位をスケジュール等に落とし込み、優先順位の高いものから費用支出予算を作成する。
- ④ 収入に対する相対支出を考慮して、費用支出計画に必要な費用だけに絞り込み十分に精査していく。
- ⑤ 事業内容を理解し、事業目的達成意識の高い参加者を募集するために、相場観を意識して明確・簡潔でわかりやすい PR 手法、PR 資料を検討する。
- ⑥ 事業実施後の「報告書」の中に記載する成果の報告を念頭におき、事業目的と事業内容の整合性を再検討し、そのアンケートなどの検証システムを構築する。
- ⑦ 実施プログラムの構成と予算構成とを比較対照・精査し、明確化された優先順位によってプログラムと予算の無駄・もったいない等を排除していく。
- ⑧ 排除された費用は、収入の減額またはその他の効果を上げるための費用支出に充てる。
このサイクルを繰り返すことが効果を上げることに繋がります。

(2) 費用対効果を上げるためのその他留意点

- ① 「**華美な計画**」：派手な装飾等、事業目的・内容に特に関係なく、なくても影響がないと思われるものがないか？
- ② 「**無駄**」：ミッション渡航先の事前調査を十分にせず、実用性のない備品や通常不要と思われるものが購入品目に入れられていないか？
- ③ 「**もったいない**」：繰り返し使用できるにも関わらず、渡航先で一度だけ使用するための備品や参加者個々で用意できる備品、現地の文化や嗜好により受け入れられない記念品はないか？
- ④ 「**明確な検証方法**」：各費用を通じて、事業目的が達成されることを意識したアンケートなどの検証システムはできているか？
- ⑤ 「**適正な支出を検討**」：予算書を通すためではなく、適正な見積もりを取得するための相見積書になっているか？

7. 公益法人の収益事業

日本 JC は公益法人ですので、収益事業以外の事業から生じた所得については法人税の課税はされません。しかし、認定された公益事業以外に収益が生じる事業を行った場合、その収益に関わる収入と支出に対して通常の法人と同様に法人税が課されます。

公益法人として行う公益事業はその非課税を約束される一方で、それ以外の一般法人も行う活動等の税法の中で非課税の対象外となる事業は、他の法人と同様に取扱いをされます。これがいわゆる「法人税の対象となる収益事業」であり、様々な活動を行う中でそれぞれの会計を明確に区別しなければなりません。日本 JC では、明らかに収益事業と判断される会館運営等は規則を設け、その経理を区分し、通常の事業と分けて運営しています。

日本 JC では、公益に資する事業を中心とし、基本的に収益が生じるような事業を行いません。

収入に対して支出が下回る、いわゆる収益が生じる可能性のある事業を行う場合には、財政審査会議に事前にご相談下さい。

以下に収益事業の判断基準を引用しますので、該当する可能性のある事業を行う場合には、財政審査会議に事前にご相談下さい。

※**収益事業の判断基準**（法人税基本通達 平成 22 年 6 月 30 日付一部改正内容より抜粋）

(1) 34 業種のいずれかに該当すること。

(JC が行う可能性のあるもの)

物品販売業・・・一般的に卸売、小売で販売する物品と同一の物の販売。会費徴収手段として行われる物品の販売で、その用途から見て、会員にしか使用できないもので価格等も会費徴収に妥当性がある場合は、物品販売業には該当しない。

請負業・・・仕事の完成を約し、その結果に対して報酬を受ける場合。他の者の委託に基づいて、調査研究、情報の収集及び提供を行い、報酬を得る場合を含む。

出版業・・・書籍、雑誌、新聞などの出版物の他、名簿、統計数値、企業財務情報等の出版物を含む。「会報又は会報に準ずる出版物」が主として会員に配布されているときは除外されるが、会費等の名目で対価を徴収している場合及び会費のうち出版物相当額を負担させている場合には該当する。

興行業・・・映画、演劇、園芸、舞踏、音楽、スポーツ等の興業を企画し、不特定又は多数の者に観覧させる事業。但し、出演者が報酬を何もうけとらず、純益全額を教育・社会福祉等のために支出する「慈善事業」や、広告料収入または低廉な入場料によって経費が賄われ、かつ余剰金を生じない「アマチュア出演」の場合などに該当し、あらかじめ麹町税務署の確認を受けた場合を除く。

(JC が行う可能性の少ないもの)

不動産販売業 金銭貸付業 通信業 物品貸付業 不動産貸付業 製造業 通信業 倉庫業
印刷業 写真業 席貸業 旅館業 料理店業その他飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 鉱業
土石採取業 浴場業 理容業 美容業 遊技所業 遊覧所業 医療保険業 技芸教授業 駐車場業
信用保証業 無体財産権の提供等を行う事業 労働者派遣業

(2) 事業場を設けて営まれるものであること。

日本 JC は事務局があるので、この要件は満たしている。

(3) 継続して営まれるものであること

- ①限定した 34 業種のうち、どれかを毎年継続して行っていれば、この条件に該当する。すなわち、今年 は物品販売業に該当し、昨年は興行業としてコンサートを開催し、来年は出版業を行うという場合も、収益事業が継続していると判断される。よって、今年プロのコンサートを開催するが、以前も今後もすべての収益事業を行わない場合には申告の必要はありません。
- ②毎年継続しているという条件については、例えば 2 年毎に行われる場合でも、その準備期間に相当長い時間がかかるときは継続していると判断される。
- ③毎年短期間のみ収益事業を行っている場合、また不定期でも反復して行われるものも該当する。

8. 財政審査会議の機能と役割

ここまで述べたことを実現するために、財政審査会議は、予算決算の厳格な審査を通じて以下の役割を担っています。

- ①委員会等の活動に係る会計処理が公益法人会計基準や法人税法・所得税法・消費税法等の関係法令に準拠しているか否かチェックすること。
- ②適正な予算計画の立案、執行及び決算を導くことで、その事業成果をより高めていくこと。(会計細則 43 条 1 項及び 2 項、46 条 1 項及び 2 項)
- ③アカウンタビリティの実践並びにより効果的・効率的な資金運用という視点及びコンプライアンスの視点から各協議会の諸事業の健全かつ円滑な遂行を支援すること。

他の会議・委員会等と同様に会務組織内部を構成する一会議体が、事業計画収支予算や事業報告収支決算の協議・審議を行い、質疑応答を繰り返してその意見を議案に反映させることに疑問を持たれるメンバーもおられるかも知れませんが、このような諸規則の規定の根拠に基づく機能であり、日本 JC が行おうとする事業の収支予算の協議・審議を通じて決定し、これを諸会議において報告をするという財政審査会議の特別な権能があることをご理解いただきたいと思います。そして、情熱をもって事業に取り組む委員会の皆様に対し、公益法人としての適正な事業予算執行を見据えて、客観的に意見を述べる財政審査会議は、事業をより実り多いものにしていくための「応援団」です。大いに活用していただければ幸いです。

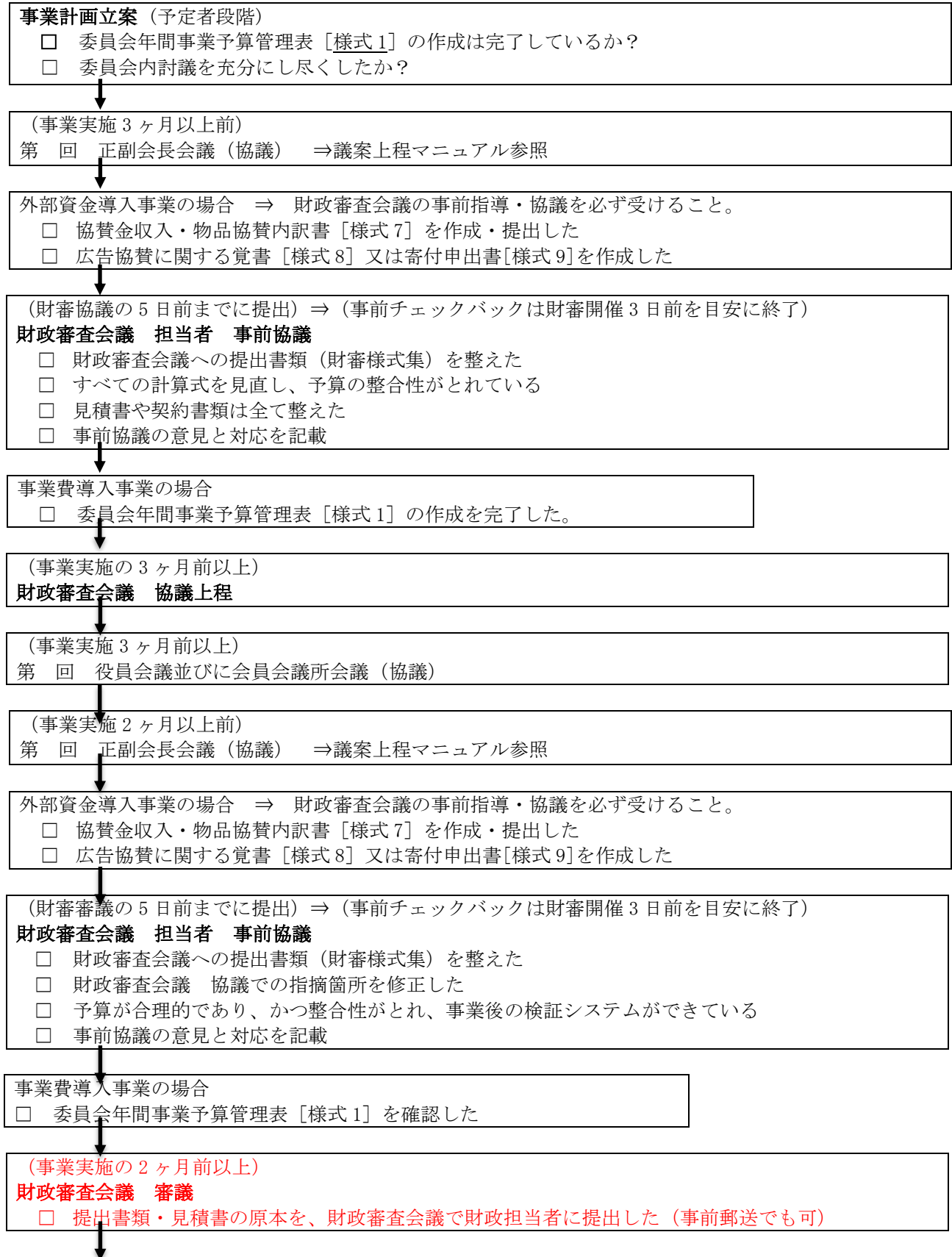
9. 「公益目的事業に適う会計」への取り組みの必要性

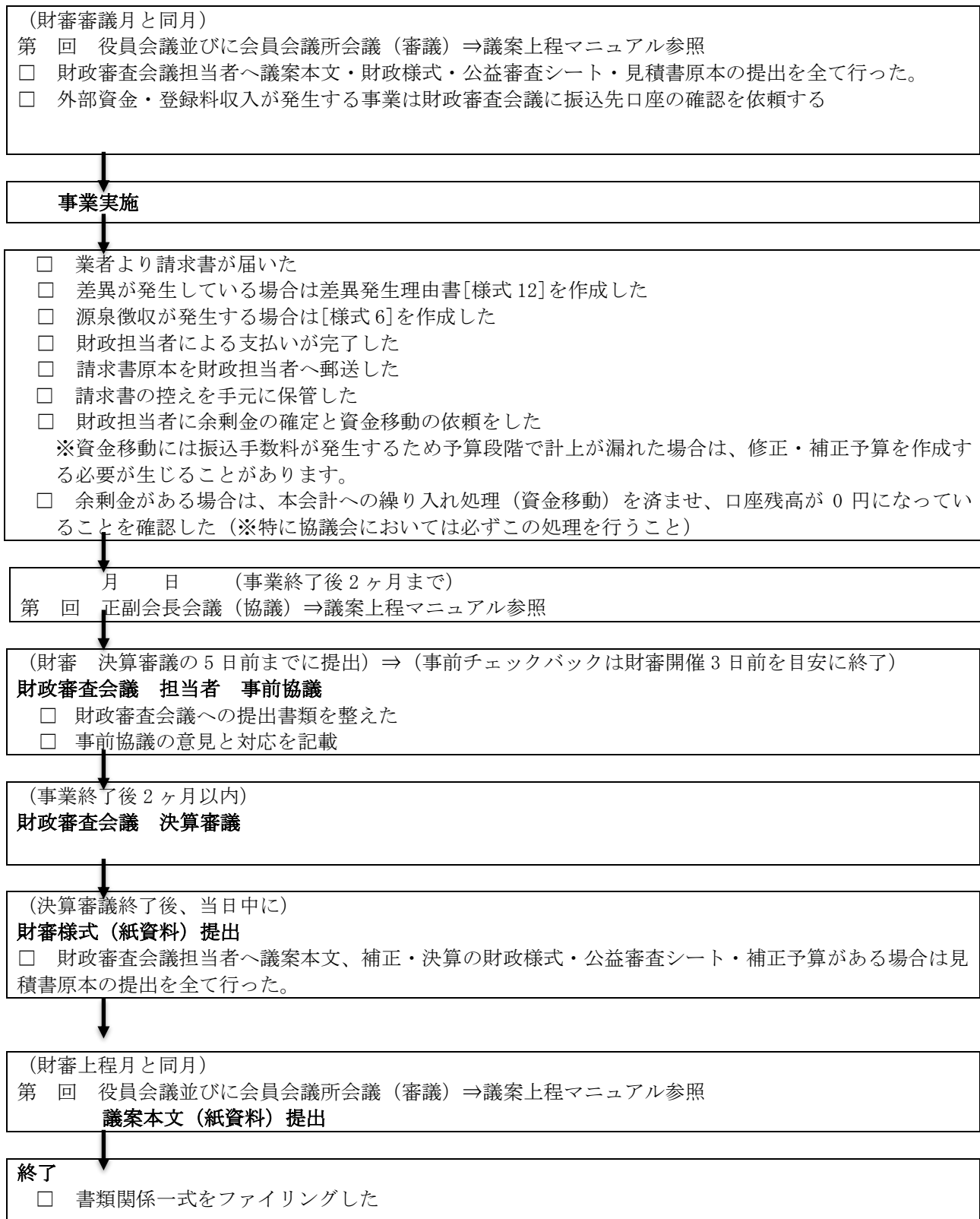
2010 年 7 月 1 日、公益社団法人日本青年会議所としての歩みがスタートしました。それに伴い、50%以上の

公益事業費比率をもって本会が定めた公益目的事業を実施していくこととなります。事業の立案に際しては公益性をどう担保させていくかをしっかり検証した上で事業予算を立案していかなければなりません。内容は勿論のこと、特に対外参加者のための会場選定や参加推進計画をどう行っていくかも重要なポイントであり、費用対効果・相対支出をしっかりと確認したうえで予算計画を立てていただく必要があります。監督官庁の指導を基に、組織としての「公益目的事業に適う会計の組み立て」を常に意識し取り組む必要があります。

II. 事業会計

1. 事業会計フローチャート※ここでのフローチャートは一例です





2. 財政審査会議への必要様式について

財政審査会議は、各協議会の諸事業における事業計画に対し、その収支が公正並びに適切な計画で、かつ妥当な処理がなされているかを検討すべく、予算協議・審議、ならびに決算審議を行います。円滑かつ精度の高い協議を行うため、以下の手順についてご理解とご協力をお願いいたします。なお、最新の財審様式はアジェンダシステムよりダウンロードすることが可能です。

(1) 必要書類・証憑 【上程は全てデジタル資料で提出下さい】

		協議	審議	補正修正	決算	
	事業計画書・事業報告書 (議案書)	◎	◎	◎	◎	※正副会長会議での意見と対応は、「前回までの流れ」に必ず記入して下さい。特にない場合は「特になし」とご記入下さい。
	財審様式フォーム	◎	◎	◎	◎	財審上程時には必ず添付してください。
様式 1	委員会年間事業予算管理表	◎	◎	◎	—	※委員会が実施する全事業を記入して下さい。 ※財政審査会議は事業繰入金額を管理して下さい。
様式 2	収支予算書	◎	◎	—	—	※必ず別記「勘定科目」を遵守して下さい。 ※予備費は全ての事業につき、事業予算の5%以内として下さい。(なお、子議案の場合には予備費は0となります。)
様式 3	収益費用明細書	◎	◎	—	—	※勘定科目の細目は会計マニュアルP.15~P.17を参照し、内容に合致するものを使用して下さい。 ※見積No.と一致しているか確認して、見積書にリンクさせて下さい。 ※摘要は、具体的に内容・数量の根拠がわかるように記載し、見積書の明細と合わせてください。 (会場の場合は、会場名・使用時間 物品の購入の場合は、物品名・単価・数量 印刷物の場合は、資料名称・紙質・紙厚・紙のサイズ・単価・数量)
様式 4	見積(請求)企業一覧表	◎	◎	◎	◎	見積NO.から見積書にリンクさせてください。 ※その他注意事項については「見積書の取得について」を参照してください。 ※決算時には上表からは請求書に、下表から振込受付書にリンクさせてください。
様式 5	講師等出演依頼承諾書	○	○	○	○	※講師にご講演等を依頼する場合は、必ずご本人確認の上で必要事項を記入し、支払約定日及び方法、源泉税支払い、マイナンバー取得等の重要事項を再度ご確認の上、財審の協議後に署名捺印をいただいで下さい。(法人は記名電子印も可) ※特に指定がない場合の支払い予定日は事業終了後2ヶ月以内の支払指定日(末日又は15日)としてください。 ※講師より捨て印を取得できる場合には捨て印の取得をお願いします。 ※講師諸謝金が0円でも、原則として講師等出演依頼承諾書を作成してください。 ※印紙は会員会議所会議又は役員会議承認後、財政担当者が購入、貼付してください。 ※講師等出演依頼承諾書以外に見積書を取得する必要はありません。また、決算時には請求書と同じ扱いになりますので請求書の取得も不要です。
様式 6	報酬明細書	○	○	○	—	源泉所得税が発生する場合に必要
様式 7	協賛金収入・物品協賛内訳書	○	○	○	○	金銭・物品による協賛の場合に必要 寄付協賛の場合もこちらに内訳を記入してください。
様式 8	広告協賛に関する覚書	○	○	○	—	金銭による広告協賛(課税) の場合に必要 ※押印してある紙資料を提出 ※印紙は事務局で購入、貼付してください。

						※課税扱いであることについては広告協賛企業と十分協議しておくこと
様式 9	寄付申出書	○	○	○	-	金銭による寄付協賛(非課税)の場合に必要 ※押印してある紙資料を提出
様式 10	収支決算報告書	-	-	-	◎	請求書、支払状況と照らしあわせて記載して下さい。
様式 11	収益費用明細書(決算用)	-	-	-	◎	請求書、支払状況と照らしあわせて記載して下さい。
様式 12	差異発生理由書	-	-	◎	○	※事業終了後、事業支払申請関連様式と請求書を財政審査会議に提出 ※差異の理由・内容はできるだけ詳しく記載してください。 ※予備費については、差異発生理由書に記載する必要はありません。
様式 13	消費税等計算シート	-	-	-	◎	※課税・非課税に注意しながら記載してください。
様式 14	修正・補正収支予算書	-	-	◎	-	修正予算ならびに補正予算をする場合に使用
様式 15	収益費用明細書(修正・補正用)	-	-	◎	-	修正予算ならびに補正予算をする場合に使用
様式 16	現金払理由書	○	○	○	○	現金払いを行う場合に必要
様式 17	相見積書不提出理由書	○	○	○	-	相見積を提出できない場合に使用
様式 18	見積書不提出理由書	○	○	○	-	見積書を提出できない場合に使用
様式 19	個人事業主からの見積書取得理由書	○	○	○	-	個人事業主から見積書を取得する場合に使用
様式 20	T番号のない事業者からの見積書取得理由書	○	○	○	-	T番号のない事業者からの見積書を取得する場合に使用
様式 21	所有者以外からの見積書取得理由書	○	○	○	-	所有者以外から見積書を取得する場合に必要
様式 22	その他理由書	○	○	○	○	その他財政担当者の指示で理由書を提出する場合に使用
様式 23	特別領収書作成申請書	○	○	○	-	日本 JC 名義の特別領収書の発行を申請する際に必要な書式
様式 24	特別領収書作成報告書	-	-	-	○	日本 JC 名義の特別領収書を発行した際に報告する書式
様式 25	領収書管理台帳	-	-	-	○	領収証を管理するための台帳

地区・ブロック関連様式		協議	審議	補正修正	決算	
様式 51	銀行口座管理台帳 (協議会管理用、日本 JC 提出用)	○	○	○	○	協議会内において現状運用している口座の一覧表を本様式にて作成する。全事業ファイルに銀行口座管理台帳を入れて、当該事業で使用する通帳にマーカーを入れる。
様式 52	預金出納帳	-	-	-	○	※事業用口座の資金の流れを記載
様式 53	現金出納帳	-	-	-	○	手持現金の流れを記載
様式 54	源泉所得税納付報告書	-	-	-	○	源泉所得税納付後、日本 JC へ報告する際に必要
様式 55	事業用口座・決算通帳の写し	-	-	-	○	予算のある議案は残高 0 円を証明できる写しを参考資料に添付

決算時必要資料		協議	審議	補正修正	決算	

	預金通帳のコピー	—	—	—	◎	※協議会の場合には預金通帳を紙資料と共に保管をする。
	請求書・領収書	—	—	—	◎	※請求書は一括請求での受付はできませんので、明細を記載してください。 ※請求書に基づいて送金したものは、請求書のほか領収書又は納付済受取書が必要です。 なお、請求書・領収書綴は、科目別、日付順に作成して下さい。 ※講師料等については、講演等出演依頼承諾書を添付する。
	公認会計士監査報告書	—	—	—	○	※決算総額3千万円以上の場合に必要です。 ※本会が契約する公認会計士に依頼して下さい。
	登録料領収書控	—	—	—	○	※未使用・書き損じ分もそろえて提出して下さい

※ ◎：必要 ○：条件または事業により必要 —：必要なし

※財政審査会議への提出資料の留意点（なぜ紙資料が重要か？）

財政審査会議では、上記の必要書類はアジェンダシステムアップロード用のデジタルデータと、必ず紙資料（下記一部）の提出が義務付けられています。特に原本の提出を求められるものについては、原本がしっかりと財政担当者にて保管できているか確認する癖をつけてください。

【提出を必要とする紙資料一覧】（以下の順番で整理すること）

●財政審査会議時

- (1) 見積書・請求書原本（相見積書も含む）
- (2) 押印済みの講師等出演依頼承諾書原本
- (3) 広告協賛に関する覚書原本・寄付申出書原本
- (4) 請求書原本 ※支払申請までに提出してください。

※いずれも原本について、財政担当者に提出してください。

<留意点>

- ・1ページにつきA4用紙1枚（原則片面印刷）にて印刷を行うこと
 - ・講師等出演依頼承諾書についてはA4用紙にて両面印刷を行うこと
 - ・WEBデータ（htmlファイル）の印刷ではなく、Word・Excelデータから印刷を行うこと
 - ・文字が欠けていたり、枠線をはみ出していたり、枠線が消えていたり、紙におさまっていない場合は不可
 - ・原本については、社印のデジタル印は可ですが、実際に印鑑を押した場合はその原本、デジタル印の場合は印刷したものを必ず持参してください。
- *WEB 審査会の場合はデータで確認することとなりますが、あらかじめ原本は財政審査会議議長が指定する場所へ郵送してください。

(2) 勘定科目について

勘定科目及び細目は、下記の表の中から該当するものを選んで使用して下さい。なお、該当する科目及び細目が不明確な場合には財政審査会議へご相談下さい。

【収益の部】

勘定科目		勘定科目の内容説明	消費税等課税区分
	細目		
登録料収益		事業参加者の会費（注1） 各大会におけるブース出展料	課税収益
寄付金収益		企業・団体・個人からの事業に対する寄付金	特定収益
補助金	国庫補助金	国から事業に対する補助金	特定収益
	地方公共団体補助金	地方公共団体から事業に対する補助金	特定収益
	民間補助金	団体から事業に対する補助金	特定収益
助成金	国庫助成金	国より支出される事業委託金	特定収益（注2）
	地方公共団体助成金	地方公共団体より支出される事業委託金	特定収益（注2）

	民間助成金	団体より支出される事業委託金	特定収益（注2）
広告料収益		新聞、プログラム等に掲載する広告協賛金 会場や現地にて企業名やCMを入れる広告協賛金	課税収益
販売収益		物品等の販売による収入	課税収益
事業繰入金		一般会計の事業費からの繰入金	その他収益
雑収益		預金利息	非課税収益（注3）

注1) 会議・セミナーの登録料は「登録料収益」。

注2) 原則として公益事業に支出して下さい。使用用途によって課税収益となる場合がありますので財政審査会議に相談下さい。

注3) 受取利息は「非課税収益」、その他の雑収益は内容によって区分

注4) 寄付金：企業・団体・個人などから事業などに対して対価性なく給付される金銭

補助金：政府や団体などに申請し、審査を通過することで交付される金銭的な給付

助成金：政府や団体などから資格要件を満たしていれば交付される金銭的な給付

注5) 寄付金と協賛金は消費税等課税区分が異なりますので、不明な場合は財政審査会議にご相談下さい。

【費用の部】

勘定科目		勘定科目（科目・明細）の内容説明	消費税等課税区分
	細目		
会場設営費	会場費	事業、大会等の会場使用料（※JC 会館使用料はマニュアル記載金額を算出根拠とし、見積書の提出は不要とする）	課税支出
	設営費	会場の舞台装置及び関連設備の費用	課税支出
	レンタル料	機材等のレンタル料	課税支出
	運送費	機材等の運搬料	課税支出
	人件費	会場設営に関わる業者人件費	非課税 その他（注1）
	食事代	会場設営に関わるボランティア等の食事代	課税支出
企画・演出費	企画費	事業、大会等の企画費	課税支出
	演出費	事業、大会等の演出費 （※大会関係等の横断幕・のぼり・パネルなど含む）	課税支出
	人件費	アルバイト、通訳、アドバイザー等の人件費	課税支出（注1）
	旅費交通費	企画・演出に伴う旅費交通費	課税支出
	消耗品費	企画・演出に伴う消耗品費	課税支出
	食事代	企画・演出に伴う参加者やボランティア等の食事代	課税支出（注7）
本部団関係費	会場費	本部団の会場使用料	課税支出
	設営費	本部団の設営機材等の費用	課税支出
	レンタル料	本部団の機材等のレンタル料	課税支出
	運送費	本部団機材の運搬費	課税支出
	人件費	事務職員、医師・看護師等の給与及び謝礼金	非課税 その他（注1）
	旅費交通費	本部団運営に伴う旅費交通費	課税支出（注2）
	保険料	本部団運営に伴う保険料	非課税その他
	食事代	本部団におけるボランティア等の食事代	課税支出（注7）
	通信費	本部団における通信費	課税支出（注3）
	消耗品費	本部団における事務消耗品費（見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと）	課税支出
講師関係費	諸謝金	講師等に支払った支払金で源泉徴収税を含む費用。記念品との併用不可（講演料と記念品を両方渡すことは諸謝金の二重払いとみなされるため併用不可）	課税支出

	記念品代	講師等に謝礼として渡した記念品（土産）	課税支出（注4）
	交通費	講師等に支払った交通費 （※チケットなどの発券手数料を含む）	課税支出
	宿泊費	講師等に支払った宿泊費	課税支出
	保険料	講師等に伴う保険料	非課税その他
	食事代	講師等に対する飲食費用	課税支出（注7）
広報費	会場費	広報活動を行うための会場使用料	課税支出
	設営費	広報活動を行うための設営機材等の費用	課税支出
	レンタル料	広報活動を行うための機材等のレンタル料	課税支出
	運営費	広報活動に関する企画費用・人件費	課税支出
	作成費	招待状・案内状・ポスター・チラシ・広報ビデオ等の作成印刷費（写真・翻訳料・デザイン料等含む）	課税支出
	PR費	新聞・雑誌等の掲載料、及び看板等の事業広報のための費用	課税支出
	通信費	招待状・案内状等の送付費用	課税支出 課税支出（注3）
	消耗品費	封筒代等広報に関する消耗品（見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと）	課税支出
資料作成費	資料費	資料に使用のため購入した資料費用	課税支出
	作成費	ビデオ・イラスト・当日配布資料・アンケート・マニュアル等の作成印刷費用（写真・翻訳料・デザイン料等含む）	課税支出
	レンタル料	資料作成に関する機材レンタル料	課税支出
	通信費	資料の事前の送付費用・運搬費用	課税支出（注3）
	消耗品費	テープ・フィルム等資料作成の消耗品	課税支出
報告書作成費	作成費	報告書・ビデオ等の作成・印刷費（写真・翻訳料・デザイン料等含む）	課税支出
	レンタル料	報告書作成に関する機材レンタル料	課税支出
	通信費	報告書等の送付費用・運搬費用	課税支出（注3）
	消耗品費	テープ・フィルム等報告書作成の消耗品	課税支出
渉外費	役員渉外費	対外役員等の接遇に関する費用	非課税 その他（注5）
	記念品代	渉外活動に関する記念品（土産代も含む）	課税支出（注4）
旅費交通費	交通費	事業・セミナー等を行うために要した交通費 （※チケットなどの発券手数料を含む）	課税支出（注2）
	宿泊費	事業・セミナー等に行うために要した宿泊費	課税支出（注2）
	旅費	事業・セミナー等に行うために要した旅費	課税支出（注2）
参加記念品費		事業参加者に渡す記念品	課税支出（注4）
保険料		事業に関わる損害保険料等	非課税その他
通信費		上記以外の通信費	課税支出（注3）
雑費	性質上他の勘定科目に含まれないもの 小額の支出で勘定科目を設けるまでもない費用 振込手数料等 振込手数料については、金額の誤りがないように注6を参照の上確実に金額を把握してください。 注）JC会館使用料の振込手数料についても計上が必要です。		内容によって 判定（注7） （注6）
	玉串料・成功祈願料など		非課税

予備費	全ての事業につき総予算の5%以内としてください。ただし、例外的に、海外送金を含む国際事業については、為替の変動があるため、予備費が5%を超えても構いません。	—
-----	--	---

- 注1) アルバイト等給与に該当するもの。人材派遣会社等に支払うものは「課税支出」
- 注2) 海外渡航費、海外での宿泊費等は「非課税その他」
- 注3) 国際電信電話、国際郵便は「非課税その他」。JC グッズを販売している和光の送料は「通信費」で計上してください。
- 注4) 商品券やクオカード等の換金性のあるものを記念品として渡すことは、金銭の配布に類するため認められません。また、特定の人物に対して賞金を渡す場合などは、参加記念品費ではなく、企画・演出費の企画費または演出費にしてください。
- 注5) 金銭をそのまま渡す場合。物品等の場合は、その都度判定する
- 注6) 食事代の中に軽減税率対象分がある場合は注意して下さい。3 事業計画の立案 (7) ⑦参照。
- 注7) 公認会計士への報酬は事業費には計上せず、管理費で監査に対する報酬を支払う報告議案を別途上程してください。
- 注8) 細目がない科目（参加記念品費・保険料・通信費・雑費・予備費等）について、様式 4 の細目欄は空欄としてください。
- 注9) 上記 注2)、注3) 以外に海外で行う事業は国内の業者へ委託する場合もほぼ「非課税その他」の区分となるため、財政審査会議において都度判定する。

[勘定科目の選び方について]

勘定科目については、使用目的（用途）を基準に選んでください。

例) 映像を製作する場合

- ・ 広報を目的として映像を製作する → 広報費 作成費
- ・ フォーラムのオープニング演出として映像を製作する → 企画・演出費 演出費
- ・ フォーラムで、説明の補助（資料）として映像を製作する → 資料作成費 作成費
- ・ 事業の報告用として映像を製作（撮影）する → 報告書作成費 作成費

例) 紙資料の印刷の場合

- ・ 案内状・ポスター・チラシ等事業の案内・広報のために紙資料を印刷する → 広報費 作成費
- ・ 当日配布資料（次第・講師プロフィール）・アンケート等のために紙資料を印刷する → 資料作成費 作成費
- ・ 事業の報告用資料等のために紙資料を印刷する → 報告書作成費 作成費
- ・ 大会関係等の横断幕・のぼり・パネルなど → 企画演出費 演出費 又は 会場設営費 設営費

3. 事業計画の立案（手続き・注意事項）

(1) 事前協議

財政審査会議の協議・審議を受ける場合は、必ず財審の担当者と事前協議を行って下さい。

事前協議のない場合は、諸会議での財政審査会議の報告等ができなくなります。また、協議・審議に時間が掛かり、他の上程者に迷惑が掛かるため上程打ち切りとする場合があります。

事前協議の議案提出は、原則的に、財政審査会議が指定する日までに議案を提出してください。

(2) 事業費導入の申請

事業費とは、法人会計(本会計)から繰り入れる事業繰入金及び登録料収益や広告料収益などの外部資金ことをいいます。委員会における重点事業において各種事業費が必要と認められた場合、運営専務決裁により支出が執行されます。事業費のある事業は、すべて財政審査会議の審議が必要（外部資金〔登録料・協賛金品等〕導入事業も同様）となります。

協議会における事業費は、会員会議所会議または役員会議で審議を経た後、財政担当者が本会計口座から事業用口座に繰り入れてください。

※予定事業の内容検討に基づいて「委員会年間事業予算管理表」[様式 1]を作成して管理して下さい。

※協議会が本会と連携して事業を実施する場合、本会委員会から各協議会に事業費が配分されることがあります。その際、同じ組織内での資金移動になるため、本会計の「他会計からの繰入金収入」で受け入れた後、該当事業の「事業繰入金」の科目を使用してください。

(3) 外部資金導入の申請

外部資金とは、登録料及び協賛金（諸団体や企業からの補助金・助成金・寄付金・広告料・物品協賛）のことをいいます。外部資金導入のある事業は、すべて財政審査会議の審議が必要となります。

① 協賛金導入の申請

委員会の事業に対して協賛金導入を検討する場合には、協賛金導入計画が確定し次第、「広告協賛に関する覚書」[様式 8] または寄付申出書 [様式 9] を作成し、財政審査会議まで提出して下さい。

※協賛金を導入する場合、協賛を受ける団体や企業（個人事業主も含む）と必ず「広告協賛に関する覚書」[様式 8] または寄付申出書 [様式 9] を取り交わして下さい。ただし、様式については先方の意向に沿ったもので構いません（先方から提出いただく様式でも可）。

※「広告協賛に関する覚書」[様式 8]は、協議会の場合は、協賛相手と各協議会で取り交わすことになり、各協議会の捺印が必要になります。必要な捺印を経た上で、財政担当者に提出してください。

※審議クールの財政審査会議前に、先方より印鑑をいただいた書面を準備してください。

② 外部資金導入の注意事項

※当該事業専用の銀行口座を財政担当者が開設・管理しますので、すべての収支はこの口座を通すこととなります。勝手に口座を開設してはいけません。（重要）

※登録料の収入は、当該事業専用の銀行口座に直接入金してもらうこととなります。振込先の口座は事業により財政担当者が都度設定しますので、振込先の口座がどの口座になるか事前に財審へご確認下さい。

※やむを得ず登録料を現金で預かった場合は、財政担当者が当該事業の口座に入金して下さい。領収書は、事業毎に日本 JC 事務局経理に申請し、取得した「公益社団法人日本青年会議所領収書綴り」を必ず使用して下さい。

※協賛金の収入は、当該事業の口座に入金してもらうこととなります。

※協賛金導入の事業で、財政審査会議の予算審議時に提出した「広告協賛に関する覚書」の内容に変更が生じた場合は、財政審査会議に報告・承認後すみやかに「覚書取り下げ合意書」を協賛相手と取り交わし、財政審査会議の再審議を受けて下さい。

※協賛相手の事情により「広告協賛に関する覚書」を交わすことができない場合は、それにかわる内諾書等が必要となりますので、財政審査会議にご相談下さい。

※物品による協賛の場合も、財政審査会議の審議が必要となります。

※登録料や協賛金等の外部資金だけで事業を行なう場合、余剰金が生じた場合に資金提供者に返金する必要があるため、予算段階から一定程度事業繰入金を入れることが望ましいです。

※協賛金を導入する際、メンバーしか協賛しない状況は、公益性の観点から極力避けてください。

※協賛金を導入する場合、対価に見合ったものであるかを十分に検討してください。見合わない場合、特定の個人または法人、その他の団体の利益につながる広告として、定款第 4 条第 1 項に抵触するおそれがあります。

※外部資金を導入する場合、広告協賛金（課税）又は寄付金（特定収益）のいずれであるかを相手方に確認してください。広告を掲載する等の対価性のある協賛金の場合は、広告協賛金（課税支出）になることを相手方に伝えてください。

登録料を参加者から徴収して行われる事業は、特に2つの点について気を付けなければなりません。まず、事業目的や事業の性質から参加者の区分けの公正な捉え方があります。

2つ目は参加者個々の受益分と登録料の整合性を持たせ、受益分に見合った登録料を設定することです。

<例>ある参加者は1日中事業に参加し、様々な情報を得たり発信したりして事業を活用しているのに対して、他の参加者は2時間程度講師の話を聞くだけで、他に参加するものがなく事業を活用することができない様な場合、同額の登録料では公正さに欠けますし、受益分に見合った登録料設定とは言えません。

そこで、参加者を区分けし、それぞれの区分けされた参加者の受益分を出します。その受益分の費用を区分けされた参加者の人数で割り、参加者毎に合計して登録料を設定するようにすれば良いわけです。

※参考：会議形式で登録料だけで行われる事業の場合

事業内容の区分

a:全体フォーラム 100名参加 ¥1,000,000 ÷ 100名 = ¥10,000/名
b:役員会議 10名参加 ¥ 20,000 ÷ 10名 = ¥ 2,000/名

登録料の設定金額

役員 10名 ¥10,000 + ¥2,000 = ¥12,000/名
その他 90名 ¥10,000 + ¥0 = ¥10,000/名

但し、上記の場合は登録料だけで行われる事業の例です。その他事業費等を伴う事業の区分け、及び登録料の設定については、先に財政審査会議の担当者にご相談をお願いいたします。

(6) 領収書及び特別領収書について

①領収書について

日本 JC から発行された領収書は、公益法人の領収書です。公益法人の領収書を受け取った企業では、これを交際費ではなく諸会費などで経理することが多いため、大変重要な領収書となります。したがって、領収書をみだりに発行することがないようにしなければなりません。

そして、領収書綴りは必ず財政担当者自らが保管します。書き損じた領収書がある場合には、領収書に斜線を付して領収書控えとホチキス止めします。これは小切手の書き損じの場合と同様です。どうか慎重に管理してください。

また、日本 JC から発行された領収書には、必ず相手先名・日付・摘要を記載します。摘要は支出の内容が明らかになるように記載します。懇親会費と登録料を一つの領収書で発行することはできません。

なお、あまりにも多くの相手先に対して領収書を発行することは手間がかかり大変です。この場合は日本 JC に申請して特別領収書を発行することが考えられますが、発行に当たっては厳重な手続きを要します。

なお、ほとんどの LOM がインボイスに登録していない現状では、ブロック大会やアカデミー事業の登録料を LOM が一括で振り込んだ場合でも、LOM が個人に対して T 番号の記載された領収証を発行できない事態が想定されます。そうすると、各協議会は、ブロック大会やアカデミー事業等について、日本 JC に特別領収証の申請を行うべきということになります。

②特別領収書について

特別領収書とは、日本 JC から発行されている領収書綴りとは別に、事業の運営上事業専用の領収書が必要な場合に作成し、発行する領収書のことをいいます。この領収書は、普段財政担当者が管理している領収書綴りと同様に保管、管理、発行枚数、未使用などに関して、厳重に管理しなければなりません。

通常、領収書は代金を支払った相手方の名称を付して発行しますが、あまりにも大量の相手先に対していち相手方名を記入することができないので、日本 JC では、「特別」に相手先名を記載しないで作成した領収書を特別領収書と称しています。

通常特別領収書は、ブロック大会等で使用するものと思われそうですが、その際特別領収書は参加者に対してある程度まとめた枚数で交付していると思いますので、特別領収書管理台帳〔様式 25〕を作成し、残枚数の管理ができる様にしておいて下さい。

また、特別領収書の印刷費用について必ず事業予算に盛り込むようにしてください。

1) 発行できる事業とは

※特別領収書を発行できる事業は、先に述べたように事業の運営上、一度に多数の領収書を発行する事業、つまり地区大会やブロック大会のように多数登録者のある事業等に限定されます。

※原則、懇親会の費用については特別領収書の発行はできません。

2) 発行するには

※特別領収書を発行するには、日本 JC 会頭（専務理事）宛に特別領収書作成申請書〔様式 23〕ならびに作成する領収書サンプルを提出しなくてはなりません。申請を考えている事業では早めに準備を進め、事業計画の審議後に特別領収書作成の申請を早急に行ってください。また事業終了後は特別領収書作成報告書〔様式 24〕を提出してください。

式24]を速やかに(事業決算終了後2週間以内)作成し、使用(発行)した特別領収書の控え、未使用分の特別領収書と共に日本JC専務理事宛に送付しなければなりません。

※特別領収書の印刷代は、当該事業の事業費にて計上してください。

3) 特別領収書のフォームについて

※領収書は通し番号を記載し、原則控えが残るような形で発行する。後からでも確認できるような管理を行うこと。

例：通し番号 001230 → ○○青年会議所 ○○○○様

※特別領収書には、必ず日本青年会議所のT番号(T7010005015589)を記入してください。

(7) 消費税の取扱いについて

公益法人である日本JCも国内において行う事業については消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の納税義務があります。

消費税等の会計処理について説明します。(P.15~17勘定科目を参照)

決算時においては、消費税等計算シート[様式13]を使用して下さい。

①収益における消費税等の判定

- 1) 課税収益……………登録料収益、広告料収益、販売収益
- 2) 非課税収益……………雑収益(受取利息)
- 3) 特定収益……………補助金、助成金(課税収益の場合あり)、寄付金収益
- 4) その他収益……………事業繰入金、特別事業繰入金、雑収益

②業務委託事業の消費税等の判定

国や地方公共団体等から事業を依頼され、業務委託料を受け取った場合の、その業務委託料の消費税等の判定については、所轄の税務署にお問い合わせください。その判定に従い、業務委託料は以下の2つの科目に分けて処理します。

助成金・・・助成事業として受託するもの(不課税、ただし収益事業の場合課税)

補助金・・・上記以外(不課税)

③協賛金による収益の区分

協賛金は、その性格により広告料収益(課税)と寄付金収益(特定収益)に区分されます。なお、寄付金収益として処理した場合でも、当該協賛を行なう企業や諸団体の名称や商品などを紹介する場所、時間、その他の媒体を提供することが予め当該協賛の条件となっているような場合は、実質的には広告料収益とみなされ、課税対象となります。混乱をさけるためにも予め財政審査会議と協議の上、協賛金の性格を区分してから協賛相手と覚書(スポンサーとの協賛金確約書)を取り交わして下さい。※印紙税の有無の確認も必要です。

④外税方式と内税方式の区分

消費税等の処理には、外税方式と内税方式とがありますが、集金事務の効率化とミス防止のため、内税方式を採用します。

消費税等の処理については、インボイス制度への対応のため、内税方式としますが、税抜の金額と、消費税の税率、消費税の金額を記載するようにしてください。

⑤領収書における表示

当該収入の支払者に日本JC名で交付する領収書には、次のいずれかの表示をする必要があります。

※当該収入1,000円が課税収入の場合

領収金額 1,000円 税率10%

但し、○○代金として(消費税等91円を含む)

T7010005015589

[参考] 外税方式の場合 ○○代金 909円 消費税等 91円

※当該収入1,000円が不課税収入の場合

領収金額 1,000円 但し、○○代金として(消費税等を含まない)

※したがって、仕入税額控除はできません。

⑥国外における消費税等の判定

消費税は、国内において行われた事業について課税され、国内以外の場所で行われたものについては課税

対象外となります。なお、国内か国内以外かの判断は、原則として役務の提供（事業等）が行われた場所が国内であるかどうかによります。北方四島は日本の領土とされていますが実効支配がなく、属地的管轄権の及んでいない地域に該当するため国内以外の地域の取り扱いとなります。

1) 国外への手配旅費

旅行者との間で包括的な請負契約を行った場合、旅行者（国内）との取引は国内で行われたものになりますが、この契約取引全体を一つの取引とみるのではなく、国内における部分国内以外における部分に区分して消費税の課否の判断をすることになります。そのため、旅行者の見積書において明細ごとに国内に該当するのか（課税）国内以外に該当するのか（課税対象外）を明示してもらってください。

- ・国内の交通費、駐車場代、宿泊費、空港諸費用（空港施設利用料）：国内取引に該当（課税）
- ・国内から国外、国外から国内への移動に伴う国際運賃（船・航空機の運賃・燃油サーチャージ）：国外取引に該当（課税対象外）
- ・国外の現地費用（宿泊費、現地交通費、現地飲食費、現地会場費、現地空港諸費用）：国外取引に該当（課税対象外）
- ・旅行者へ支払う手配手数料：国内業者である場合には国内取引に該当（課税）

2) 現地事業の通訳・ガイド等の費用

通訳・ガイド等に対する報酬については、その通訳・ガイド等が実際に行われた場所で国内外の判定が行われます。

- ・国内の通訳・ガイドに海外まで同行いただき通訳・ガイドをしていただいた場合：国外でのみその通訳・ガイドが役務の提供をした場合には国外取引に該当（課税対象外）

3) 外航船舶での食事代

本邦の港を出港した後の外航船舶の中での食事の提供は、国内以外の地域にて行われる役務の提供に該当し、課税対象外となります。

⑦軽減税率について

令和元年10月1日より軽減税率制度が導入されました。これに伴い、飲食料品の譲渡については軽減税率である8%が適用されます。例えば、講師やボランティアスタッフへのお弁当、水代が軽減税率制度の対処となります。しかし、お店で飲食する分については標準税率である10%が適用されます。見積書取得の段階で、10%と8%を明確に分けたものを取得するよう十分注意して下さい。

⑧インボイス制度に伴う対応方法の変更について

ア、インボイス制度対応の消費税等計算シート(様式13)では、「2.費用の部」の各勘定科目における消費税区分は、税率10%、税率10%(経過)、税率8%(軽減)、税率8%(経過)、非課税その他の5欄が設けられています。

これらの欄には、原則的に、税率毎に金額を記載いただくことになります。

以下、具体的な記載方法を記載します。

- | | | |
|---------|---|-------------|
| ①登録料収入： | 1,000円(税込)*200人 | → 税率10% |
| ②事業繰入金： | 280,000円:税区分「その他収益」 | |
| ③会場設営費： | 会場費:A1社(登録番号有り):220,000円(税込):会場使用料 | → 税率10% |
| ④企画演出費： | 企画費:B1社(登録番号有り):110,000円(税込):映像作成 | → 税率10% |
| ⑤企画演出費： | 演出費:B2社(登録番号無し):10,000円(税込):横断幕作成 | → 税率10%(経過) |
| ⑥講師関係費： | 講演料:C1氏(登録番号無し):111,370円(税込):講演料 | → 税率10%(経過) |
| | (内、C1氏宛の支払は100,000円、源泉税納付額が11,370円、合計額で税率10%(経過)です) | |
| ⑦講師関係費： | 食事代:C2社(登録番号有り):200円(税込):飲料代 | → 税率8%(軽減) |
| ⑧講師関係費： | 食事代:C3社(登録番号無し):800円(税込):弁当代 | → 税率8%(経過) |
| ⑨資料作成費： | 作成費:D1社(登録番号有り):9,000円(税込):資料印刷代 | → 税率10% |
| ⑩資料作成費： | 消耗品:D2社(登録番号無し):8,000円(税込):ペンシル代 | → 税率10%(経過) |
| ⑪雑費 | ： 雑費：銀行(登録番号有り):2,640円(税込):手数料8件 | → 税率10% |

イ、事業の収入科目について

(ア)登録料収益

原則、「課税収益」となり、その税率は事業の実施日や受領日を問わず「税率10%」となります。

(イ)寄付金収益・補助金収益・助成金収益

原則、「特定収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

(ウ)広告料収益

原則、「課税収益」となります。その税率は事業の実施日や受領日を問わず「税率10%」となります。

(エ)販売収益

原則、「課税収益」となります。その税率は事業の実施日や受領日を問わず「税率10%」となります。

(オ)事業繰入金

原則、「その他収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

(カ)雑収益

「雑収益」で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は「雑収入－受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収益については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

ウ、事業の支出科目について

支出科目に関しては、原則的に、殆どの場合が課税支出となりますので、ここでは、一部の例外について若干補足いたします。

(ア)保険料支払いの場合

保険料支払いは、原則、様式 13 の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」となります。

(イ)玉串料・印紙代等の支払いの場合

神社・仏閣に対する支払い（主に成功祈願等の玉串料等）や、各種契約書貼付の収入印紙代などは、勘定科目は「雑費」となり、様式 13 の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」となります。

エ、その他（管理費等、法人会計の収入・支出について）

(ア)法人会計の収入科目について（事業関連以外の収入について）

① 会費収入・負担金収入

会費と負担金収入は、特定収入となるので、バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

② 雑収入

雑収入で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は「雑収入－受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収入については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

③ 他会計からの繰入金収入

繰入金収入は、基本的に日本 JC 内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

(イ)法人会計の支出科目について（事業関連以外の支出について）

支出科目に関しては、事業費と同様に、殆どの場合が課税支出となりますので、ここでは、一部の例外について補足いたします。

① 保険料支払いの場合

保険料支払いは、バランスマンでの勘定科目は「保険料支出」、「税区分」は「非課税」となります。

② 印紙・証紙代等の支払いの場合

契約書等貼付の収入印紙や証紙代などは、バランスマンでの勘定科目は「租税公課支出－その他租税公課支出」となり、「税区分」は「非課税」となります。

③ 負担金－加盟団体支出の支払いの場合

協議会が加入している各種団体の会費については、基本的に「非課税」となるものが多いと思われますが、その会費が会報配布やセミナー受講等の「対価性」をもつ場合、「課税支出」扱いとなりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

④ 負担金－地区会費支出の支払いの場合

基本的に日本 JC 内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

⑤ 他会計への繰入金支出

日本 JC 本会から請求される消費税負担金や外部監査負担金等「他会計への繰入金支出」は、日本 JC 内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

⑥ 海外での支払いの場合

海外での支出が発生した場合に関しては「非課税支出」になります。また、その場合、国内の業者への支払いは「課税支出」「非課税支出」が混在することがございますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

(ウ)その他、注意を要する場合について

ここでは、税率判定で注意を要する事例を列举いたします。

① LOM に協議会の事務局業務を委託している場合

協議会の事務局業務を LOM へ委託する場合、年間の業務委託契約を LOM と取り交わしていると存じます。この場合、原則としてバランスマン上の「管理費－業務委託費支出」科目として計上しますが、LOM が登録番号を取得しているかどうかで、税率判定が異なってきます。

i) LOM が登録番号を取得している場合（該当する協議会は少数と思われます。）

この場合は、支払方法を問わず（年 1 回あるいは年 12 回）、全て「管理費－業務委託費支出」科目

の「税率10%」となります。

ii) LOMが登録番号を取得していない場合（該当する協議会は多数と思われます。）

この場合の税率は、年間契約であっても月単位での契約や、請求の細目区分が可能な場合、それぞれ対応した税率、即ち、「税率10%（経過）」としていただきます。

② 各種ネットサービス（Web・Mail・Zoom）等を代理店へ依頼し、管理費として支払いしている場合

i) 代理店が登録番号を取得している場合

この場合は、支払方法を問わず（年1回あるいは年12回）、全て「管理費—業務委託費支出」科目の「税率10%」となります。

ii) 代理店が登録番号を取得していない場合

この場合の税率は、年間契約であっても月単位での契約や、請求の細目区分が可能な場合は、それぞれ対応した税率、「税率10%（経過）」と処理していただきます。

(8) 源泉所得税の取扱いについて

日本 JC が個人に支払う講師等にかかる報酬に対しては源泉所得税の徴収が必要です。

※ 株・有等の法人格がない個人事業者の場合は源泉徴収対象となりますので注意して下さい。

（なお、法人格がない個人事業者との取引は原則できません。）

源泉徴収とは、講演料に対して講師が支払う税金を日本 JC がその講師に代わって（預かって）税務署に収める（講師は講演料から税金が天引きされた金額を受け取る）制度です。

①源泉徴収の支払先別の取扱い

1) 個人（外国人を除く）への支払い ※ 株・有等の法人格がない個人事業者を含む。

※振込口座名に法人格がない場合原則源泉徴収の対象となります。

例：ア) 講師、臨時事務員、アルバイト、デザイナー、通訳等個人に支払う場合

なお、看護師、司会、手話通訳者等に対する報酬は源泉徴収の対象となりません。

イ) 懇親会等の芸能人等への支払う場合

※源泉徴収税額（合計税額）は、同一人物に対する1回の支払金額が100万円以下の場合10.21%

（=10%×102.1%）、100万円超える場合の超える部分は20.42%（=20%×102.1%）となります。

源泉徴収税額表を参照ください。

2) 外国人への支払い

ア) 講師、通訳等個人への支払いのうち、外国人に対する支払いは、原則として20.42%の源泉徴収。

イ) 外国人のうち、日本国内に継続して1年以上居住した人、又は1年以上居住することを必要とする職業を有する場合には、日本国居住者とみなされるので10.21%の源泉徴収。

ウ) 租税条約で扱いが異なりますので、詳しくは財政審査会議又は日本 JC 事務局経理へお問い合わせ下さい。

3) 報酬以外の支払

食料品など改変を要さない物品の購入は源泉税を徴収することができません。ただし、下記のような状況は物品の購入であっても源泉税が必要となるので注意が必要です。

例) アレンジメント代が含まれたお花代、デザイン料が含まれた看板代など

②源泉所得税納付及び徴収手順

源泉所得税は、協議会ごとに納付していただきます。

1) 納付に際しては、源泉所得税納付報告書 [様式 54] をご参考の上、お近くの税務署で本会が指定する納付書を取得して下さい。

2) 各協議会は、相手方口座に報酬の手取額を支払うと同時に、源泉所得税額を翌月10日迄に上述の納付書を添えて金融機関で納付していただきます。

3) 納付後、速やかに源泉所得税納付報告書 [様式 54] を日本 JC 事務局経理宛に FAX(03-3234-7183) でご報告下さい。

③源泉所得税の注意事項

1) 現金で支給する交通費（お車代）や宿泊費、高額な物品、現金に交換可能な物品（商品券等）に対しても源泉所得税が必要となります。

2) 交通費や宿泊費は、現金で支給することは極力避け、振込でお支払いさせていただくように調整して下さい。

3) 契約時点（見積りの時点）で支払報酬金額が源泉込額なのか、手取額なのかを確認することがトラブルを避けるために必要です。

4) 源泉所得税が発生する場合には [様式 6]（報酬明細書）の添付が必要です。

5) 講師等出演依頼承諾書に伴うマイナンバーの提出については、コンプライアンスマニュアルを参考に、先方からマイナンバーを取得し、事務局に連絡してください。

6) 講演料が3万円近辺で源泉所得税を差し引いて業者に支払いを行う場合、振込手数料に注意して下

さい。

例：振込先：三井住友銀行以外 講演料：30,000円 源泉金額：3,063円

源泉控除後実際の振込み金額：26,937円 → 講演料で考えてしまうと振込手数料は880円であるが、実際の振込額は源泉控除後の26,937円であるため、振込手数料は660円

「源泉所得税額計算（例）」（*様式5では自動計算が可能となっております）

・個人（講師）と「講演料（その金額から源泉所得税が引かれることを先方が了解済み）」にて金額の打ち合わせを行った場合

①同一人に対し1回の支払金額が100万円以下

講演料(A)×10.21%＝源泉徴収税額(B)（円未満切捨） ← 税務署に支払を行います

講演料(A)－源泉徴収税額(B)＝講師手取額 ← 講師に実際に支払われます

(例) 講演料として222,222円を支払う場合

源泉徴収税額：222,222円×10.21%＝22,688.862 → 22,688円（円未満切捨）

講師手取額：222,222円－22,688円＝199,534円

②同一人に対し1回の支払金額が100万円超

1,000,000円×10.21%＋(講演料(A)－1,000,000円)×20.42%＝源泉徴収税額(B)（円未満切捨）

← 税務署に支払を行います

講演料(A)－源泉徴収税額(B)＝講師手取額 ← 講師に実際に支払われます

(例) 講演料として1,333,333円を支払う場合

源泉徴収税額：(1,000,000円×10.21%)＋(333,333円×20.42%)＝170,166.5986

→ 170,166円（円未満切捨）

講師手取額：1,333,333円－170,166円＝1,163,167円

・個人（講師）と「税引手取額（実際を受取金額）」にて金額の打ち合わせを行った場合（グロスアップ計算）

①同一人に対し1回の支払金額が100万円以下（税引手取額が897,900円以下の場合）

税引手取額(C) ← 講師に実際に支払われます

税引手取額(C)÷(100－10.21)%＝講演料(A)（円未満切捨）

講演料(A)×10.21%＝源泉徴収税額(B)（円未満切捨） ← 税務署に支払を行います。

(例) 講師に手取額として100,000円を支払う場合

100,000円÷89.79%＝111,370.976・・・ → 111,370円（円未満切捨）

源泉徴収税額：111,370円×10.21%＝11,370.877 → 11,370円（円未満切捨）

②同一人に対し1回の支払金額が100万円超（税引手取額が897,900円を超えた場合）

税引手取額(C) ← 講師に実際に支払われます

(税引手取額(C)－102,100円)÷79.58%＝講演料(A)（円未満切捨）

1,000,000円×10.21%＋(講演料(A)－1,000,000円)×20.42%＝源泉徴収税額(B)（円未満切捨）

← 税務署に支払を行います

(例) 講師に手取額として900,000円を支払う場合

(900,000円－102,100円)÷79.58%＝1,002,638.853・・・ → 1,002,638円（円未満切捨）

源泉徴収税額：(1,000,000円×10.21%)＋(2,638円×20.42%)＝102,638.687

→ 102,638円（円未満切捨）

「源泉所得税額表」（グロスアップ計算例）

手取額	支払金額	合計税額	手取額	支払金額	合計税額	手取額	支払金額	合計税額
1,000	1,113	113	50,000	55,685	5,685	500,000	556,854	56,854
2,000	2,227	227	60,000	66,822	6,822	550,000	612,540	62,540
3,000	3,341	341	70,000	77,959	7,959	600,000	668,225	68,225
4,000	4,454	454	80,000	89,096	9,096	650,000	723,911	73,911
5,000	5,568	568	90,000	100,233	10,233	700,000	779,596	79,596
10,000	11,137	1,137	100,000	111,370	11,370	750,000	835,282	85,282
15,000	16,705	1,705	150,000	167,056	17,056	800,000	890,967	90,967
20,000	22,274	2,274	200,000	222,741	22,741	850,000	946,653	96,653
25,000	27,842	2,842	250,000	278,427	28,427	897,900	1,000,000	102,100
30,000	33,411	3,411	300,000	334,112	34,112	900,000	1,002,638	102,638
35,000	38,979	3,979	350,000	389,798	39,798	950,000	1,065,468	115,468

40,000	44,548	4,548	400,000	445,483	45,483	1,000,000	1,128,298	128,298
45,000	50,116	5,116	450,000	501,169	51,169			

(9) 見積書の取得について

①見積書取得企業

原則的に(株)・(有)等の法人格を有する企業より見積書を取得して下さい。

※原則（以下の場合を除く）、費用がかかるものについてはすべて見積書の取得が必要です。万一、見積書の取得ができない場合は、必ず事前に財政審査会議へご相談下さい。また、消費税について軽減税率制度が導入されました。見積書取得の際に、8%か10%を明確にわかるようにして下さい。

※講師等については個人契約・法人契約共に可能となっており、[様式 5]講師等出演依頼承諾書を取得すれば見積書(請求書)の取得は不要です。

※公共施設を利用する場合の会場費、郵便料、交通費は、ホームページの料金表を印刷したもので構いません。ただし、交通費については、引用元によって微妙に金額が異なることがあるため、引用元の URL を必ず記載するようにしてください。交通機関を利用する場合は、同交通機関の公式 HP の料金表等を引用してください。

②相見積

複数の物品購入で **1社あての支払いが30万円(税抜)以上**、または **1物品の購入金額が30万円(税抜)以上**になる場合は、**原則2社以上からの見積**が必要です。

※外部資金導入事業についても同様に、複数の物品購入で **1社あての支払いが30万円(税抜)以上**、または **1物品の購入金額が30万円(税抜)以上**になる場合は、**原則2社以上からの見積**が必要です。

※下記の例のような物品購入の場合も、**1社あての支払いが30万円(税抜)以上となりますので、原則2社以上からの見積**が必要です。

例①：A社から10万円と35万円の見積書を取得した場合、A社への支払いが30万円以上となりますので、10万円と35万円のそれぞれについて相見積が必要となります。

例②：B社から10万円と25万円の見積書を取得した場合、B社への支払いが30万円以上となりますので、10万円と25万円のそれぞれについて相見積が必要となります。

※相見積は公益社団法人として採用企業との公平性や客観性を担保すること。

良くない例(採用企業のZ字型構造)：見積企業一覧内で、採用A社の相見積企業がB社、採用B社の相見積企業がC社、採用C社の相見積企業がA社になっている場合

※相見積企業には、公平性の観点から必ずメンバー以外の会社を選定する。

※相見積書については、本見積書と明細内容が一致している必要があります。(費用対効果の検証ができるように注意して下さい。)

※採用企業とのグループ企業の相見積の取得は避けて下さい。

③T番号について

未登録業者との取引について、原則、禁止しない方針です。しかし、日本JCが損を被る可能性があることに注意が必要です。例えば、同じ商品で同じ支払額であれば、未登録業者からの購入は無用な負担が生じます。そのようなリスクを避けるためにも未登録業者と取引する理由や、金額の大小にかかわらず金額の妥当性の検証(相見積等)がある方を選択してください。

④見積書取得時の留意事項

※会場(会場費)の場合、参加員数計画と会場の収容人数が整合していること、実施日時と会場の予約時間が整合していることを必ず確認してください。また、収容人数・寸法入りの会場図(会場イメージ)を用意し、会場選定理由を明確にしてください。空調・照明等の費用が会場費に含まれているかどうか必ず確認して下さい。

※会場の備品(設営費)については、会場のレイアウト図を用意し、数量等を整合させて下さい。

※ホームページ等の制作については、実施日時と公開期間との整合がとれているか、審議対象資料として添付されている構成と明細が一致しているか確認して下さい。

※印刷物の場合、審議対象資料として添付されている資料と見積書に記載された枚数(ページ数)・サイズ・両面/片面・モノクロ/カラーが一致しているか確認してください。また、業者からの印刷物の輸送費がかからない工夫をして下さい。

※映像の場合、審議対象資料として添付されている絵コンテと見積書に記載された時間・構成等が一致しているか確認して下さい。

※物品・記念品等を購入する場合には、原則審議対象資料に物品・記念品等の明細・選定理由が必要となります。

※国外の見積の場合には、消費税が課税であるか課税対象外であるか業者と明細ごとに確認し、明記してもらって下さい。

※見積書の右上に収益費用明細書〔様式3〕にリンクする見積書Noを、鉛筆（消えるもの）にて手書きで記載してください。

遵守事項

1) 宛名

※地区・ブロック協議会の場合、地区大会・ブロック会員大会における会場費は、設営する運営委員会や会議体が、それぞれ本体議案で会場費を計上し、「公益社団法人 日本青年会議所 ○○地区協議会 ○○委員会（○○委員会）」宛「公益社団法人 日本青年会議所 ○○地区○○ブロック協議会 ○○委員会（○○委員会）」宛で見積書をもらうことを推奨します（宛名の下にどこの委員会で取ったかわかるようにしておいて下さい。）。

2) 記載事項

※年月日は発行年月日を記入してください。

※有効期限は、2026年12月31日までとしてください。予算審議通過時点で12月31日が2ヶ月の場合や無理な場合は、少なくとも事業の実施後2ヶ月以上余裕があるようにしてください。（重要）

（なお、結果次年度の日付となっても問題ありません）

例： 事業実施終了日 **2026年11月30日** → **見積有効期限 2027年1月31日**

※見積書記載の金額について、消費税込みの金額か消費税抜きの金額かがわかるように記載してください。また、必ず税込の合計額を記載ください。（消費税の計算があっているか確認してください）

財審様式4は明細ごとに税込金額記載するため、見積書も税込金額にて明細が記載されている形が便利です。

※見積業者については社名・住所・連絡先・T番号・金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義など必要事項が記入されていること。

※業者印の押印については業者の慣例に従います。（公共施設のケース・カラー印刷でのデジタルネーム機能によるもの等）

※電子印鑑については、使用可とします。請求書、領収書に対する押印についても同様とします。

なお、印影の不正取得、不正利用は、有印私文書変造罪、同行使罪のほか、詐欺罪として刑事罰の対象となりますので、絶対にやめてください。

※振込口座については、見積企業の法人名と口座名義が必ず一致している必要があります。また、(株)・(有)等の法人格が口座名義に入っている必要があります。（(株)・(有)等の法人格がない個人事業者及び、法人格をもつ事業者であっても振込口座名に(株)・(有)等の記載がない場合は、原則源泉徴収の対象となります。）

※見積内容については、その内訳が一目で判断できる様に作成をお願いして下さい。一式見積は（一見して「一式」以外の表現が不可能な場合を除いて）原則として不可となります。摘要欄には、内容の詳細を記載すると共に、単価、数量を必ず明記して下さい。

記載例：会場の場合（会場名・使用時間）

映像の場合（時間、編集方法、人件費、画像加工方法、音楽の有無等）

印刷の場合（モノクロカラーの別、枚数、用紙のサイズや種類等）

※キャンセルポリシーがあらかじめ決まっている場合は、見積書に記載してもらうか、別資料がある場合は見積書に別添してください。

※見積書には、右上欄に必ず、財審様式3に添付する見積ナンバーを鉛筆（消えるもの）で記載するようにしてください。

(10) その後の手続き・注意事項

※財政審査会議における指摘事項や意見と対応は、必ず「前回までの流れ」に記入して諸会議に臨んで下さい。

※審議終了後、すみやかに財審様式一式ならびに関係する審議対象資料（原本1部）を財政審査会議担当者にご提出下さい。

※事業終了後、すみやかに関係各所への支払い手続きを行なって下さい。

※値引きが行われた場合には、値引きがわかる見積書のままにするのではなく、値引き後の見積書を再取得してください。

(11) 講師等出演依頼承諾書等の印紙取り扱いに関する注意事項

※協議会の場合、印紙代は全て管理費から支出してください。

(12) 事業実施中の注意点 予算との差異の発生

※公益法人たる日本JCは、予算通りに執行することが大変重要です。万が一、突然の状況の変化に対応する必要が出場合などは、必ず発注・購入などする前に財政審査会議担当者と打合せをお願いします。この打合せなく変更すると、支払をすることができなくなります。ご注意ください。

※修正審議について

事業実施前に当初予算の科目に10パーセント以上の差異が生じる場合、新たに細目を追加・削除する場合、支払先を変更する場合、当初の収入・支出科目と異なる科目が発生する場合、差異が10%以内でも予算が足りなくなるおそれがあり事業繰入金を追加する場合、その他財政審査会議が修正予算を必要と認める場合は、財政審査会議において事業実施前の上程について修正予算審議を行うこととなっています。

※補正審議について

事業実施後に当初予算の科目に10パーセント以上の差異が生じた場合、新たに細目を追加・削除する場合、支払先を変更する場合、当初の収入・支出科目と異なる科目が発生した場合、差異が10%以内でも予算が足りなくなり事業繰入金を追加した場合、その他財政審査会議が補正予算を必要と認める場合は、財政審査会議において事業実施後の上程について補正予算審議を行うこととなっています。

※振込手数料の差異について

修正・補正は上記の通り、大項目に10パーセント以上の差異が発生した場合に必要となりますが、振込手数料のみによる差異発生の場合、窓口やATM等の支払い場所・時間帯などにより変動があるため修正・補正対象とはいたしません。しかし、事業内容において支払先・支払件数に誤差が生じ、かつ10%以上の差異が生じる場合については、修正・補正対象となります。

※差額の調整について

修正審議時に差額が生じて予備費が5%を超える場合は、事業実施前なので予備費を5%以内に収めるように事業繰入金等で調整してください。その際、事業繰入金を本会計へ戻入する作業を忘れないでください。一方で、補正審議時に予備費が5%を超えても問題ありません。補正審議時は事業繰入金ではなく、予備費で調整してください。

(13) その他

※提出資料は、全てA版(A4)として下さい。両面コピーも可としますが、押印を必要とする様式については片面印刷にしてください(講師等出演依頼承諾書を除く)。また1枚に複数ページを印刷することは認められません。

※質疑応答で明確な答弁ができるよう、上程には必ず議長・委員長または事業担当副議長・副委員長がご出席下さい。

※各会議・委員会の持ち時間は10~15分です。事前協議が十分になされずに上程されますと時間が延長され、他委員会上程者に多大な迷惑がかかります。事前協議をしっかりと行って下さい。

※映像、ホームページ、ポスター等の資料を作成する場合

協議段階において絵コンテやプランニング図等の内容がわかるものを必ず添付し協議を受けて下さい。添付なき場合は上程を認めないことがあります。

※各種大会でイベント制作会社を使用した会場設営計画を検討している場合

原則協議段階までに会議・委員会内でプレゼンテーションを受ける共に、絵コンテや会場レイアウト、コンセプト提案を受けたものを必ず添付し協議を受けて下さい。

<財政審査会議への紙(原本)提出資料について> ※財審様式ファイル【財審様式】シート参照

●財政審査会議時

- (1) 見積書原本(相見積書)
- (2) 押印済みの講師等出演依頼承諾書原本
- (3) 広告協賛に関する覚書原本・寄付申出書原本
- (4) 請求書原本 ※支払申請までに提出してください。

4. 事業報告の作成（支払い手続き、注意事項、フロー）

(1) 事業費の支払いの手順

- ① 財政担当者より業者に対して直接支払い（支払日の指定はないので適宜支払ってください）をしてください。
⇒ 財政審査会議の予算審議を受けたものは、事業終了後、2ヶ月以内に決算審議が必要となります。
- ② 直接支払った後は、以下の書類を保管しておいてください。
 - ・ 請求書原本
 - ・ 支払伝票
 - ・ 口座の履歴（コピー）
 - ・ その他原本類一式

(2) Zoom 使用における会計処理について

新型コロナウイルス流行に伴い、諸会議において Zoom を利用した電子会議を採用する場面が増えていきます。しかしながら、Zoom 利用料の支払い方法はクレジットカード決済しかできないため、会計処理は下記の方法でお願いします。

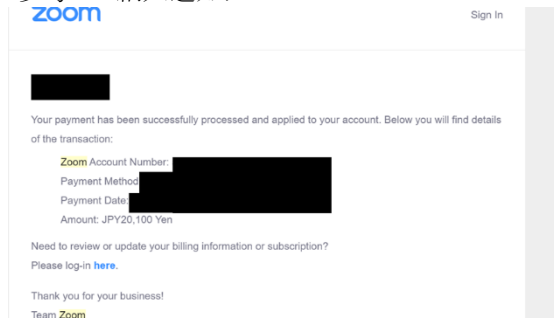
- ① 契約はメンバーのクレジットカードを使用し支払うこと
- ② 立替金は、協議会の場合は管理費の会議費から支出すること。
- ③ 監査の際にインボイス(参考 1)、納入通知メール(参考 2)、立替金受領書(参考 3)の 3 点を用意しておくこと。
- ④ 多人数が参加する事業において、オプションを一時的に追加する場合は、事業費にてオプション代を計上すること。その際の証票類は③と同様とする。

参考 1：インボイス

Charge Description	Service Period	Subtotal	Tax	TOTAL
Charge Name: Standard Pro Annual Quantity: 1 Unit Price: JPY20,100		JPY20,100	JPY0	JPY20,100

INVOICE TOTALS	
Subtotal:	JPY20,100
Total (including Tax):	JPY20,100
Invoice Balance:	JPY0

参考 2：納入通知メール



参考 3：立替金受領書

立替金受領書

公益社団法人日本青年会議所
〇〇協議会

御中

2026年〇月〇日

金〇〇〇円

但し Zoom 利用料立替金として
上記金額を確かに受領いたしました。

氏名

印

ドル払いした場合は、算定根拠を記載ください。

〇月〇日の為替レート 1ドル□□円

△△ドル×□□円=〇〇〇円

(6) その他

- ※ 提出資料は、全て A 版 (A4) として下さい。両面コピーも可としますが、押印を必要とする様式については片面印刷にしてください。また 1 枚に複数ページを印刷することは認められません。
- ※ 審議には必ず委員長及び事業担当副委員長がご出席下さい。
- ※ 提出書類、事前協議に欠格する場合は、財審の審議を受けられません。
- ※ 余剰金を確定させ資金移動後、口座残高が 0 円になっていなければ決算審議を受けられません。

※明細書の細目ベースの差異が生じた場合は、差異発生理由書を付け財審の決算審議の際に提出して下さい。

<地区・ブロック協議会の支払いガイドライン>

(1) 事業費口座の変更について

昨今の同一団体における複数口座発行の難化に伴い、毎年口座を開設する方式が難しくなりました。2022年は一つの口座での運用、2023年は本会発行口座の使用、2025年は協議会ごとに口座を複数作成して使用しました。

※なお、2025年中に作成した口座はそのまま解約せず、2026年は2025年に作成した口座の名義を変更して使用してください。

口座については、必ず、①本会計用口座(必ず1つ)、②事業用口座(複数も可能)の2つ以上作成し、各事業ごとに事業用口座1つを使用することとしてください。なお、余剰金を本会計に戻入した場合は、再度別の事業で使用できます。

また、口座作成にあたっては、本会計用口座は必ず通帳を発行してください。他方で、事業用口座は、通帳のないWEB口座でも構いません。

(2) 口座管理・入出金管理について

地区協議会は、財政担当者が、そしてブロック協議会は財政局長が管理してください。支払い申請の受付や承認、支払いの実施がこれに当たります。

WEB口座については、協議会がオンライン決済した場合、電磁的記録として保存しなければなりません。そのため、オンライン決済した画面を印刷し、ファイルに保存してください。

現金での支払い方法については、①事業用口座から引き出して即日支払うか、又は②あらかじめ現金払い分について本会計口座から事業用口座に移さず、本会計口座から引き出して支払い、現金出納帳(様式53)に記載したうえで、その旨の経緯書を添付してください。

(3) 支払申請必要書類

①請求書

予算時と請求書にズレがある場合、差異発生理由書〔様式12〕が必要です。

②講師等出演依頼承諾書〔様式5〕

請求書は別途いただく必要はありません。

③会場等で按分している場合は按分表

本体議案に請求書を添付してください。

④差異発生理由書〔様式12〕

(4) 支払申請から支払実施までの流れ

協議会では、各事業担当者は業者から請求書を受領したら、財政担当者へ速やかに渡してください。財政担当者は、請求書を受領したら速やかに支払いを行ってください。

(5) 公共施設等への支払いが現金払いのみの取り扱いをしている場合の支払方法について

1.会場費を事業用口座から出金（金額のずれが生じないように注意してください）

↓

2.様式52 預金出納帳及び53 現金出納帳に記録

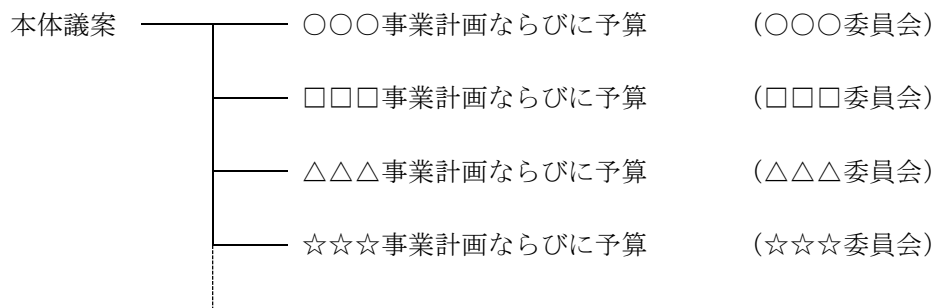
↓

3.同日中に会場費の支払い及び領収書等の受領

5. 本体議案と子議案の関係

(1) 概要

地区大会やブロック大会といった複数の委員会に関わる事業の場合は、本体となる議案と共に、各ファンクションで子議案を作成し、分担して事業をすすめます。子議案はあくまでも本体となる議案の参考書類という位置づけになりますが、本体となる議案を作成していくための根拠となりますので、単体の議案と同等の精度が求められます。



(2) 本体議案と子議案を作成する場合（以下、親子議案と略）

本来的に1つの事業はそれ全体として費用対効果や社会的影響などを把握する必要があるため、事業を細分化せず、一体として構築し検証する必要があります。そのため、大規模で企画が多岐にわたるものであっても、1つの大きな目的に向かって一体として行われている事業については、1つの議案として構築すべきであります。したがって、各協議会の大会等についてはすべて1つの議案で構築することになります。

しかし、企画が多岐にわたり議案が複雑になったり、公益と非公益が混在している場合、1つの大きな事業を企画ごとに細分化して、それぞれについて、各会議で協議・審議するほうが、意思決定の過程において細やかな検討が可能であり、妥当であると考えられます。

そこで、そのような一体的であるが規模が大きく企画が多岐にわたる場合に、細分化した各企画について、便宜上、子議案というあくまで参考資料扱いの資料を作成し、それぞれを個別に協議・審議するという手法をとることが望ましいと考えられます。よって、一体的な事業であれば親子議案として構築することとします。

【判断要素】

下記のいずれかの条件を満たす場合には、親子議案であると判断してください。

1. 同一日程・同一会場であること

事業の日程が同じであり、会場も同じであれば、原則として一体的な事業であると評価することができます。もちろん、例外的に、ブロック大会とは全く違う目的の事業を会場付近でその1か月継続的に行っているなど、同一日程・同一会場といっても一体的な事業ではないと評価することができる場合もあるかもしれません。

2. 参加費・登録費の徴収をしていること

事業の参加費・登録費を徴収して各企画に配分する場合には、原則として一体的な事業であるといえます。

3. 事業費の配分がされていること

1つの事業に本会計から事業繰入金収益が入り、それを各企画に配分している場合、これも、あくまで根本的には一つの事業に本会計から事業費が入っている以上、その当該事業という1つの事業の中に、企画が複数あるという扱いになるため、各企画を子議案として最初に事業費が入った事業を親議案とすることになります。仮に、事業繰入金収益が最初から各議案に分配されている場合であっても、上記1のとおり、同じ目的のもとで同一日程・同一会場であれば、基本的には、一体的な事業として評価すべきであると考えられます。

【協議会の例】 地区大会、ブロック大会等

※広報議案については、かなり早い時期から広報を始めることとなります。そのため、登録料を集めてから議案をつくるのでは間に合わないのので、事業繰入金のみで計画書を作ります。広報議案以外にも、スローガン・テーマ、スケジュール等は早い段階で審議を取るため、事業繰入金のみで行う場合が多いです。

※議案上程については、親子議案の関係にあっても一括で上程する必要はありません。計画ができた子議案

から上程して問題ありません。ただし、全ての子議案の審議可決ができないと本体議案を通せないことに注意が必要です。

※子議案に修正・補正が出た時は、本体議案も修正・補正してください。

(3) 本体議案の作成

本体となる議案は、本体議案特有の内容と共に、各子議案の予算（決算）を総括した内容となります。したがって、各子議案を担当する委員会との打合せを密にし、活発な情報交換を心がける必要があります。必要な時に、必要な人が、必要な情報を得られるようにしてください。本体議案作成時には下記の点に注意してください。

- 1 常に各委員会に対して最新の情報を提供する。
- 2 全委員会に対して均質な情報を提供する。
- 3 子議案側の最新の情報を把握する。
- 4 複数の子議案で同一の支払先がある場合、実際の支払時には本体議案からの支払いとして一本化されるので、振込手数料の二重計上に注意する。
- 5 **複数の物品を購入する場合、子議案で1社あての支払いが30万円（税抜）を超えない、または1物品の購入金額が30万円（税抜）を超えない場合であっても、他の子議案で同一の支払先があり本体議案で合計して1社あての支払いが30万円（税抜）以上の時は、該当する企業の相見積書を全て取得する必要がある。**
- 6 本体議案と子議案の整合性が常に確保されるように注意する。
- 7 予備費は子議案予算分も含めた総額をもとに算出し計上する。
- 8 特別領収書を作成する場合は、本体議案で領収書の内容を説明する。

(4) 子議案の作成

子議案は、本体となる議案の参考書類となります。基本的には単体の議案を作成する場合となんら変わりませんが、下記の点に注意してください。

- 1 見積書・請求書・講師等出演依頼承諾書の宛先は次のようにする。
地区大会：「公益社団法人日本青年会議所〇〇地区協議会 地区大会運営委員会（〇〇委員会）」宛
ブロック大会：「公益社団法人日本青年会議所〇〇地区〇〇ブロック協議会 ブロック大会運営委員会（〇〇委員会）」宛
- 2 事業予算は子議案担当委員会の年間事業予算ではなく、本体議案から各委員会に振り分けられる。したがって、委員会年間事業予算管理表（様式1）の事業繰入金予定額の欄には金額を記載しない。外部資金予定額（登録料等）の欄に子議案に割り振られた予算総額を記載する。
- 3 **子議案予算の予備費は計上不要。（本体議案予算にまとめて計上する。）**
- 4 複数の子議案で同一の支払先がある場合、本体議案からの支払として一本化されるため振込手数料は計上しない。その場合、〔様式4〕支払銀行・支店名の欄に「本体議案より支払」の文言を記載
本体議案と子議案は相互補完関係にあるため、本体議案の内容と子議案の内容が常に整合している必要がある。本体議案担当委員会との連絡を密にとり、常に両者が最新の情報を共有する。

(5) 按分表の作り方

各大会では、一つの業者から見積を一つ取得し、それを各ファンクション等で按分します。

その際に按分表を作成することとなります。様式は原則として自由ですが、以下を順守してください。

- ①各会議委員会に対して根拠をもった適切な配分を行うこと
例）会議の使用時間、会議場の面積の比率等で按分する。
- ②各会議委員会に対する按分が変更となった場合はすぐに子議案担当者へ連絡すること。
- ③子議案の審議通過前に、必ず按分表との齟齬が生じないようにすること

(5) 協議会からのよくある質問

Q1. 地区大会やブロック大会を開催する場合、必ず親子議案を作らないといけないんですか？

A1. 必ず親子議案をつくる必要はありませんが、同一日程・同一会場での開催である場合や、大会用として集めた登録料を複数の事業に振り分ける際には、親子議案と判断し作成してください。

Q2. 地区大会やブロック大会に関連する事業であっても、登録料を使用しない場合は子議案にしなくても良いですか？

A2. はい。事業繰入金のみで事業を構築する場合は子議案にしなくて良いです。広報やスローガン、テーマ、スケジュールなどは早い段階で審議を取る必要があるため、単独の事業で構築する場合があります。

Q3. 按分表はどのような時に作成するのですか？

A3. 複数の事業で同じ会場を使用する場合に作成します。見積書・請求書を事業ごとに取得すると金額が高くなることもあるため、一日で使用する時間分をまとめて取得してください。そして、事業の時間や使用面積等を基準に料金を按分します。マイクやプロジェクターなどの備品類も、会場費と同様の基準で料金を按分します。

Q4. 例えば会場費の按分表を作成した場合、会場費の見積書は本体議案と子議案のどちらに添付したら良いですか？

A4. 証憑類（見積書・請求書・領収書等）の原本は本体議案に添付してください。子議案には按分表を根拠資料として添付してください。

Q5. 複数の子議案で同じ業者に依頼する場合、子議案では 30 万円を超えないけれども、本体議案で合算した時に 30 万円を超える場合は相見積が必要ですか？

A5. 相見積を取得してください。複数の事業にまたがる際は見積書の項目が一致するよう注意してください。

Q6. 親子議案の関係にあっても、一括で上程しなくてもよいのか？

A6. 2022 年度までの統一基本マニュアルでは「親子議案の場合は一括して上程する」との説明がありましたが、実際の運用上は計画ができたものから上程していたため、その旨を削除します。

Q7. 本体議案では補正予算の要件を満たしていないが、子議案が補正予算を必要とする場合、どのようにしたらよいか？

例) 本体議案では大項目に 10 パーセント以上の差異なしだが、子議案で差異ありの場合

A7. 子議案で補正予算を必要とする場合は、本体議案も合わせて補正予算を作成してください。

Q8. 監査資料を作成する際、証憑類の原本はどこに綴ったら良いですか？

A8. 原本は全て本体議案のファイルに綴ってください。子議案には、証憑類の写しを綴ってください。また、講師等出演依頼承諾書、映像・ポスター等作成依頼承諾書のコンプラ様式も、原本は本体議案のファイルに、子議案には写しを綴ってください。

Q9. 親子議案の場合、事業用口座は分けた方が良いですか？

A9. 事業としては一つの事業なので、事業用口座は親子議案で一つ使用してください。

Q10. 按分表はどこに添付すれば良いですか？

A10. 参考資料に添付してください。また、監査ファイルを作成する時には、証憑類の一番初めにファイリングしてください。

Ⅲ. 委員会会計

委員会会計は、議長・委員長の責任において各委員会が委員会活動を行う際に委員会内部で発生する金銭の収支を管理及び処理する会計のことをいいます。以下の原則に基づき各委員会ごとに詳細なルールを取り決めた上で運営してください。

委員会会計の原則

1. 金銭の収入・支出については、会計帳簿を作成し記録すること。
2. 金銭を集める際は、予算を立て適正な金額を設定すること。
3. 事業会計と混同しないこと。（事業費支出の立替払いは厳禁）
4. 集めた金銭を管理する上で銀行に口座を開設する際は、名義に公益社団法人の法人格を使用しないこと。
5. 開設した口座は、委員会終了時速やかに解約すること。
6. 会計帳簿と通帳は財政審査会議の指示に従いチェックを受けること。
7. 金銭の収支は最終的に残高 0 円となるよう精算すること。
8. 請求書・領収書等の証憑類は整理し会計帳簿と共に管理すること。
9. 委員会として領収書等を発行する場合には、公益社団法人 日本青年会議所の名称は使用しないこと。

委員会会計の基本的フロー

委員会活動開始

↓ ※どのような使途があるかを想定し、大まかでもよいので予算を立てる。

- ↓ ※誰がどのように費用を負担するか考え、いくらずつ集めるか決める。
- ↓ (各会議体・委員会内全体で納得できるルールを取り決めてください)
- ↓ (取り決めたルールは開示できるよう文書にし、保管してください。)

会計帳簿準備・記入開始

- ↓ ※会計帳簿は財審様式預り金明細【様式 41】現金出納帳【様式 42】を使用する。
- ↓ (金額の大小にかかわらず「入ってきたお金」と「使ったお金」の動きの全てを記録していくものと心得てください。)

銀行口座開設

- ↓ ※口座名義は **20XX 年度〇〇〇〇委員会委員長□□□□** のようにするのが望ましい。
- ↓ ※絶対に 公益社団法人日本青年会議所の名称を名義に入れない。
- ↓ ※名義の代表者は、便宜上議長・委員長でなく会計幹事にしてもよい。
- ↓ (銀行では任意の団体として口座開設が可能です。口座開設に際しては代表者となる方の本人確認書類と印鑑を用意し、組織図や名簿等を示すことによってどのような団体なのかを説明してください。紛らわしいので、公益社団法人日本青年会議所の定款は提示しないでください。稀に対応してもらえない場合があるようなので、その際は財政審査会議までご相談ください。)
- ↓ (キャッシュカードは発行し利用していただいて結構です)

委員会メンバーから集金

- ↓ (集金の手段は振込でも手渡しでも構いませんが、領収書の必要な方には銀行の振込受付書を使用してもらってください)
- ↓ (あらかじめ金額を設定して集金するのではなく、費用発生の都度必要な分を請求して徴収する方法で運営しても構いません)
- ↓ (現金を集め預かる場合は、基本的に銀行口座にて管理してください。便宜上一部を出金して口座外で管理する場合には、自己のお金と混ざらないよう十分留意し、お金の出入りの全てを記録してください。)

委員会活動本格化

- ↓ ※預金の動きについては預金出納帳【様式 52】、現金の動きについては現金出納帳【様式 53】を作成する。
- ↓ ※収入・支出を帳簿(総勘定元帳【様式 42】)に漏れなく記入する。
- ↓ ※請求書や領収書は委員会会計終了時まできちんと整理し保管する。
- ↓ ※事業会計に関わる費用の立替払いは絶対にしない。
- ↓ (領収書を作成してもらう際の宛名は「20XX 年度〇〇〇〇委員会」としてください)
- ↓ (費用を誰がどう負担するかについては、それぞれの委員会内で取り決めたルールに従ってください)
- ↓ (みなさんからお金を預かって運営する場合は個別の預り金明細【様式 41】を作成し、いつでも預り金の残高が示せるようにしておいてください。実際の運営をすると個別に按分しにくい収入や支出が生じると思われますので委員会内で取り決めるルールはとても重要な位置づけとなります。個別の費用負担額の考え方について例を挙げるので参考にしてください。)

【例 1】委員会開催の際、会場を借りたら費用が ¥15,000 発生した。
委員会メンバー数は 44 人、内参加者 30 人の場合の負担額は？

ケース 1：当日の参加者のみで ¥500 ずつ負担する
 $¥15,000 \div 30 \text{ 人} = ¥500$

ケース 2：当日の出欠にかかわらずメンバー全員で ¥340 ずつ負担する
 $¥15,000 \div 44 \text{ 人} = ¥340.909 \dots$
(割り切れずに残る ¥40 分については別途考慮。
誰か 1 人が ¥40 多く負担するか、スタッフが例えば 8 人いるならその 8 人で ¥5 ずつ多く負担するか、或いは集めたお金の残高全体から ¥40 引いて処理する)

【例 2】諸会議でスタッフが頻繁に移動したら交通費が合計で ¥8,640 かかった。
委員会メンバー数は 72 人、スタッフ 8 人の場合の負担額は？

ケース 1：関わったスタッフのみで ¥1,080 ずつ負担する
 $¥8,640 \div 8 \text{ 人} = ¥1,080$

ケース 2：スタッフは委員会メンバー全員のために動いているので、
メンバー全員で ¥120 ずつ負担する

